

産前産後期間の届出をすると4か月分の国民年金保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- ・平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者の方（自営業、学生、無職の方等）が届出の対象です。※妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産を含みます）。
- ・出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

国民年金保険料が免除される期間

- ・届出をすると、出産予定月（または出産月）の前月から4か月分の国民年金保険料が納付されたこととなります。（将来の年金受給額は減りません）

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月※	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方							
多胎の方							

4か月分の保険料（およそ6万円）が免除されます。多胎の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月分となります。

※ 届出が出産後の場合「出産日」

- ・既に該当期間分の保険料を納付されている場合には、該当期間分の保険料を後日お返しします。将来受け取れる年金額が多くなるので、国民年金保険料の免除を申請されている方も、必ず産前産後の届出をしてください。
- ・産前産後免除期間中も付加保険料（月額400円）を納付することができます。付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が加算されます。

必要な書類

①国民年金被保険者関係届書（申出書）

②母子健康手帳など※1 出産後は、市区町村で確認ができる場合は不要です※2

※1 郵送で提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

※2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

③マイナンバーカード

※ マイナンバーカードをお持ちでない方は、基礎年金番号がわかる書類（年金手帳等）をお持ちください。

※ 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの両面コピーを添付してください。

ただし、基礎年金番号を記入する場合は、コピーの添付は必要ありません。

提出先

国民年金担当窓口（役場住民生活課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所）

制度のご案内はこちら（日本年金機構HP）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html>

国民年金 産前産後 免除 検索



問 役場住民生活課 住民・年金グループ ☎ 01456-2-6182

「福祉灯油」の申請はお済みですか？ ～申請受付は令和6年3月15日（金）までです～

町では、在宅で生活する高齢者世帯等を対象に、原油価格高騰による冬期間の経済的支援として「福祉灯油給付事業」を実施しています。

給付を希望される方は、**3月15日（金）**までに申請してください。
 すでに給付を受けられている方は対象となりません。

対象世帯	・ 令和5年度の町民税が非課税の世帯で次の①②の要件を満たす世帯	
	①住所要件 令和5年12月1日現在、日高町に住所があり、申請時に引き続き町内に居住している世帯。施設入所者、長期入院中の方は対象となりません。	
	②次のア～エのいずれかに該当する世帯	
	ア 高齢者世帯	・ 世帯全員が65歳以上の世帯 ・ 65歳以上の方が平成17年4月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯
	イ ひとり親世帯	父または母と平成17年4月2日以降に生まれた児童で構成される世帯
ウ 障がい者世帯	重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳のA判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方）が同居している世帯	
エ 生活保護世帯	生活保護法による保護受給世帯	
助成内容	1世帯当たり100リットル分の灯油給付券を交付します。 所得等を審査のうえ、認定された方には灯油給付券を郵送します。 灯油給付券は指定の町内灯油取扱店で利用できます。	
申請方法	印鑑を持参のうえ、下記の受付窓口にて申請書を提出してください。	
受付窓口	役場高齢者福祉課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所	

灯油給付券の使用期限は**令和6年3月31日（日）**までです。

給付券をお持ちの方は期限内に忘れずにご利用ください。

🗨️ 役場高齢者福祉課	高齢者福祉・介護グループ	☎ 01456-2-6561
総合支所地域住民課	福祉・保険グループ	☎ 01457-6-3173

「こころの広場」のお知らせ

「辛いときにつながる」、「話しているうちに、心がホッとする」、子育てや仕事、介護・家庭生活に悩む方に対して、話をきく場を設けることで、これから少しでも不安を軽くし、安心して過ごせるようにサポートします。相談者のプライバシーを厳守し、カウンセラー有資格者が応じますので、安心してご利用できます。また、小さなお子さまを連れての来所もできます。一人で悩まず、まず話してみませんか。

日時	3月9日（土） 午後1時から午後3時	料金	無料
会場	門別総合町民センター 1階会議室	対応者	日高家庭生活カウンセラー協会 カウンセラー

🗨️ 役場子育て健康課	健康増進グループ	☎ 01456-2-6571
-------------	----------	----------------